

各都道府県知事・政令市長 殿

国土交通省住宅局長

公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例について

公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号括弧書きに規定する「その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合」の取扱いは、「公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例について（昭和36年3月6日住発第56号）」により通知しているところですが、今般、下記のとおり取扱いを改めるので通知致します。

なお、下記のとおり取扱いについては、今後の社会経済情勢、避難指示区域の見直し等を踏まえて、変更することがある旨申し添えます。

貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願い致します。

記

1 過去1年間に収入があることとなった場合

給与所得については就職後（事業所得については事業を営んでから、利子所得及び配当所得についてはそれぞれの元本を得たときから、不動産所得については不動産の貸付その他の権利を設定したときから、一時所得及び雑所得についてはそれらの所得の生ずる理由が発生したときから等現実に継続的収入があることとなったときから）の収入（1月未満期間についての収入は切捨てる。）を就職後の月数（1月未満は切捨てる。）で除した額に12を乗じた額により、所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額とする。

2 過去1年間に収入がないこととなった場合

退職、事業の廃止、元本の滅失等により収入がないこととなったとき以前の当該収入は除くものとする。

3 過去1年間に収入の方途を異にした場合

事業所得者が給与所得者となる等の転職、給与所得者の就職先の変更、預金を株式証券にかえる等収入の方途（以下「職業等」という。）を異にしたときは、前の職業等による収入は除き、新たな職業等による収入について前記1の例により算出した額とする。

4 過去1年間に収入の額が著しく変動した場合

経済事情の変動その他の事由による給与所得、事業所得等の著しい増減、災害による農林水産業等事業所得の著しい収入減、その他収入の額が著しく変動したときは、変動以前の収入は除き、変動後の収入について前記1の例により算出し

た額とする。

5 過去1年間に収入のない期間があった場合

事業の休業、公務員の停職その他の事由による収入のない期間があったときは、収入のない月数を除いて前記1の例により算出した額とする。

6 過去1年間にあった一時的な収入

退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は除くこととし、それらを運用して得ることとなる利子所得、配当所得、不動産所得等について前記1の例により算出した額とする。

7 支援対象避難者の収入

支援対象避難者（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域等に居住していた避難者をいう。）の所得については、通常の入居者等の収入認定により難しい場合には、世帯全員が避難する場合を除き、イからハまでに掲げる者の所得の金額の合計額に2分の1を乗じて得た額を、所得金額とみなす。

イ 入居者及び同居者

ロ イに掲げる者の配偶者

ハ イに掲げる者を所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族としている者及びその配偶者

以上